

博士學位論文要約

論文題目： ハンナ・アーレント—「批判」の政治哲学—

氏名： 和田 昌也

要約：

本研究の主たる目的は、ハンナ・アーレントの「新しい政治哲学」について考察することに存している。アーレントは、プラトンに端を発する西洋の伝統的政治哲学、とりわけ「政治」と「哲学」の反目、そこから帰結する「哲人政治」の在り方に対する大胆なアンチテーゼとして自らの哲学の構想を抱いていたものの、結果的に、それを十分に仕上げるには至らなかったが、そのような政治哲学の伝統における忘却から「活動」を救い出し、人間の「複数性」というこの世界の「事実的真理」に立脚しながら、「政治とは何か」と問うその営為の意義に鑑みれば、彼女がいかなるものとして「新しい政治哲学」を捉えようとしていたか、それを彼女の言明を辿りながら再構成することが必要不可欠な作業とされ、取り組まれることになる。その手順は以下のとおりである。

まず、「はじめに」では、同時代の政治哲学の復権の潮流がなにを目指して企てられていたかについて整理されるとともに、しばしばアーレントもそこへと位置付けられるものの、彼女自身の政治哲学とのアンビバレンツに照らせば、別様な仕方で捉え返されるべきである点が指摘される。

続いて、第一章では、アーレントの「新しい政治哲学」の基軸に据えられた方法論の考察が行われる。先行研究ではすでに主として「現象学的方法」、「物語法」、「状況からの問題化」が提示されてきたが、いずれもアーレントの、理論と実践の関係を巡る方法論の両義性が捉えられていない点が指摘される。そこから、「新しい政治哲学」を構想する1950年代後半の「政治入門」の提案書において、その方法として「批判」が位置づけられている点に焦点が当てられる。しかし、当概念はその提案書内では十分に示されていない点も、後年、再度、主題化される『カント政治哲学講義録』において、アーレントが「私たちの知りうることと知りえないこと」を区別する術として位置づけていることが指摘される。最後に、アーレントの方法論の特質が、「複数性」を公準とすること、さらには、そのような人間の複数性ゆえ、「知りえないこと」という実践の領域と理論の領域としての「知りうること」の区別の遂行に存することが指摘されるとともに、その政治哲学が、実践の規範の提示を目指すのではなく、実践が可能となるような諸条件を「批判」によって闡明することを任とするものであると考えられることが示される。

第二章では、「新しい政治哲学」の問いの構造が明らかにされる。アーレントは「新しい政治哲学」の必要性を50年代初旬より説いていたが、その取り組みの背景を成すものが『全体主義の起原』である点がまず強調される。そして、彼女が後に「政治的なもの」と称するようになる、全体主義体制下での三つの人格の破壊の議論から浮かび上がる法・道徳（労働）・政治の三幅対から、その問いの構造が把握されるべきである点が指摘される。続

いて、そのような「政治的なもの」の把握に基づく「新しい政治哲学」の課題が考察される。54年の二つの論稿「哲学と政治」ならびに「近年のヨーロッパ哲学思想における政治への関心」で明確にされているとおり、一方で、複数性を把握すれども、それを再度、人間の行為の規範や当為を示し、プラトン流に一つの鑄型へと押し込む政治哲学の伝統的流儀には与せず、他方で、そのような規範や当為の不可能性、「反基礎付け主義」ゆえ、アーレントと同時代のフランス実存哲学が謳ったように「活動への跳躍」によって可能になるともアーレントは考えていないこと、むしろ、全体主義の時代以降、なおも「政治的なもの」の破壊のプロセスにある現代世界の趨勢において、そのような政治の可能性の条件を徹頭徹尾思考し続けることを、アーレントは「新しい政治哲学」の課題として据えたことが最終的に指摘される。

第三章以下は、「政治的なもの」を構成する三つの要素について、各々「批判」の観点から考察が展開される。

第三章は、アーレントの「政治」概念についての考察が行われる。まず、先行研究においては、当概念について、これまで「決断主義」、「審美化」、「闘技主義」、「熟議」等々とそのモデルが示されてきたが、それらの解釈の問題は、アーレントにとって、全体主義の考察で明らかになったとおり、政治とは「自発性」の相のもと、捉え返されるべきものであることを看過している点にあることが確認される。次に、そのような「自発性」の顕現としての政治は、アーレントがソクラテスを範に取りながら、「意見の政治」として捉えられなければならないと考えていることが明らかにされる。最後に、そのような「意見の政治」の顕現には、まずなにより、「自己との一致」、すなわち、人が自己との対話を重ねながら、矛盾することなく自らの声で語ることという条件、それと同時に、人が自己内対話に耐えきれず、自我の分裂の危険から救ってくれる、私的領域と公的領域の中間的存在としての「友人」が必要不可欠であるとアーレントが考えていることが浮き彫りにされる。

第四章は、「政治的なもの」に密接したアーレントの労働概念について着目される。まず、アーレントの労働概念の再解釈の必要性が説かれることになる。研究史においては、これまでアーレントの当概念について主として、アーレントの人々の間の言葉と行為によって織り成す「活動」にとって「前政治的なもの」という否定的な理解が呈されるに留まってきたが、そのような理解はアーレントの労働論に対し、一面的であると指摘される。むしろ、彼女の労働論の真意は、労働を蔑視することでもなく、労働を称揚するのでもなく、世界を維持し、保存するうえで必要不可欠なものとして位置づける場所にあったことが明らかにされる。次に、そのような労働の物的側面を肯定するアーレントといえども、その人的側面、とりわけ、労働における人間の「世界疎外」については問題視している点が指摘される。そこから、アーレントが、労働の世界疎外的性格を撤廃するのではなく、その都度暫定的に緩和する方途として「所有権」を構想している点に焦点が当てられる。その所有権とは、私的領域とともに公的領域を確立する「壁」として捉えられるべきものであるが、それは、労働の成果ではなく、今日の「富」のような不安定性を特徴とすべきものでもなく、市場の流動化の力学からも自由であるべきもの、端的に法と政治の力によって安定的に確立されるべきものであることを、古代ギリシアの所有権論を範として構想されている点が明らかにされる。

第五章は、アーレントの法概念が取り上げられる。まず、これまでアーレントの法概念が、従来の研究において、あまり注目されてこなかったものの、彼女の法への関心が初期より一貫して存在してきたこと、とりわけ、全体主義的法から伝統的法概念に至るまで、徹底した批判を行ってきたことが示される。次に、それでも一定為されてきた先行研究においては、アーレントの法概念について、彼女自身、各所でその重要性について言及してきた、古代ギリシアの法概念「ノモス」と古代ローマの法概念「レックス」のいずれかに引き付けて解釈される傾向にあった点が指摘される。そこから、アーレント自身は、ノモス、レックスいずれの意義も認めながらも両者の限界も併せて指摘してきた点が明らかにされるとともに、別所に真意を求めるべきであることが示される。最後に、アーレントが、ノモス、レックスの限界を乗り越えるべく、「新しい法概念を内蔵」と評したアメリカ革命とその憲法化のプロセスに着目し、そこに内在する法の源泉、その原理としての「はじまり」に引き付けて法を新たに捉え返していることが明らかにされる。

「結び」においては、アーレントが一人の範例的人物として尊敬していたローザ・ルクセンブルクに関する逸話を引きながら、アーレント自身が、世界の不正義に抗する在り方が、つねに内在的でなければならないと考えている所以が示され、アーレントの「新しい政治哲学」もまた、「理論」と「実践」の間に位置づけられ、構想されている点が改めて強調される。